

広島県告示第七百三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十年九月一日

広島県知事 藤田雄山

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社大地	広島市中区吉島西一丁目一八―一〇二号	ヘルパーステーション虹の橋	広島市中区吉島西一丁目一八番一―一〇二号	介護予防訪問介護	平成二〇年八月一日
アサヒサンクリーン株式会社	東京都北区上十条一丁目二番一五号	アサヒサンクリーン在宅介護センター広島南	広島市南区皆実町四丁目六番一―第五松本ビル一〇三号室	介護予防訪問入浴介護	平成二〇年八月一日
医療法人あすか	広島市安佐南区緑井二丁目一二番二五号	ショートステイいわや	広島市安佐南区緑井三丁目四〇番二〇号	介護予防短期入所生活介護	平成二〇年八月一日
有会社スマイル	広島市西区井口明神二丁目八―四	総合福祉サービススマイル安芸	広島市安芸区畑賀一丁目一四―六	介護予防訪問介護	平成二〇年八月一日
株式会社ケアハート	三原市中之町二丁目一番二二号	ヘルパーステーションあすなろ	三原市頼兼二丁目九番一〇号	介護予防訪問介護	平成二〇年八月一日
株式会社ケアハート	三原市中之町二丁目一番二三号	デイサービスセンターあすなろ	三原市頼兼二丁目九番一〇号	介護予防通所介護	平成二〇年八月一日
医療法人紅十字会	福山市三吉町四丁目一番一五号	総合病院三愛	福山市三吉町四丁目一番一五号	介護予防通所リハビリテーション	平成二〇年八月一日
特定非営利活動法人ふれあいセンターたんぼ	江田島市大柿町大君六六七番地	ふれあい訪問介護事業所	江田島市大柿町大君六六七番地	介護予防訪問介護	平成二〇年八月一日
株式会社藤岡	世羅郡世羅町本郷一〇二―一番地の一	株式会社藤岡	世羅郡世羅町本郷一〇二―一番地の一	特定介護予防福祉用具販売	平成二〇年八月一日